



第 25 号

平成13年7月1日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047

島田市1726-4

☎ 〈0547〉 36-0984(代)

FAX 〈0547〉 36-0830

21世紀農業用水の水源 接岨湖誕生



▲新緑の接岨湖とレインボーブリッジ

平成13年5月撮影
湛水試験中の長島ダム▶

接岨湖が満水に

エメラルドグリーンの湖水を満々とたたえた、接岨湖が誕生しました。

これは、長島ダムの湛水試験のため、昨年十月三十一日にゲートが閉切られ、この三月に満水となったことによるものです。

ダムは来春の運用開始を前に、本体の安全性や、周辺に及ぼす環境調査などが行われています。

長島ダムは、平成七年に「地域に開かれたダム」の指定を受けました。

この指定を受けると、一般型のダムと異なり、ダムの内部を解放して、構造を直接見学したり、ダム湖周辺にキャンプ場や、遊歩道を設け、地域住民や、観光客に憩いの場を提供することができます。

このため、本川根町は「基本計画」を策定して、森林と渓谷など豊かな自然と調和した、水源地域の整備を進めています。

また、接岨湖は平成十五年に静岡県で開催される、「わかふじ国体」のカヌー競技の、会場として使用されることが決まっています。

平成十二年度

通常総代会報告

全議案とも原案どおり可決される

平成十二年度牧之原畑地総合整備土地改良区通常総代会が、三月二十八日、総代八十六名(定数百一名)の出席を得て開催されました。

総代会は山本副理事長の開会で始まり、岩村理事長の挨拶に続き、地元選出の国会議員を始め、県議会議員、並びに関係機関の代表者から祝辞が述べられました。

この後、議長に相良町の植



▲真剣に審議された総代会

田勲総代を選出して議事に入り、承認十四議案を含む、二十五議案について審議した結果、いずれも原案のとおり承認、又は可決決定されました。

最後に和田副理事長が、出席者の方々へ、今後の事業推進について協力をお願いと、円滑な議事進行に対し謝辞を述べ総代会は無事終了しました。

理事長挨拶

茶業の振興に一層のご支援を

本日は平成十二年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様方には一番茶の収穫を間近に控え、ご多用のところ、多数のご参加を頂き、ここに開催の運びとなりましたことを、深く感謝申し上げます。

また、国会、県議会をはじめ関係の国、県、市町並びに農協のご来賓の各位におかれましては、公私ともご多端のところ、曲げてご臨席を賜り誠にありがとうございます。日頃から、牧之原台地の畑

地整備事業の推進、とりわけ茶業を主体とする畑地農業の振興にお寄せ頂いております格別なご理解と、ご支援に対し、厚くお礼申し上げます。

長島ダムが湛水試験開始

平成十二年度を振り返りますと、農業用水の水源施設となる長島ダム建設事業は、七十七億円の年間予算で整備が進められた結果、予定工期が一年早まり、平成十三年度末の完成が見込まれております。現在ダムは、来春の運用開始に向けて、湛水試験が順調に行われておりますが、農業用水の安定的供給のため念願であったダムの運用開始が待たれるところであります。

次に、県営事業は年間予算四十二億円で、畑かん施設を主体に整備が進められました。予算確保に格別なご尽力を賜りました県、並びに構成市町のご当局に対し、厚く、お礼を申し上げる次第です。

また、改良区の業務としましては、平成十二年度に創設された「管理体制整備促進事業」が昨年十一月に採択を受けました。構成市町のご理解に感謝を申し上げます。本事業は、既設の国、県営造成施設の維持管理費のうち、農業外効果に対して国から補助金

が交付される制度です。このほか、当改良区が、平成十一年度から導入して、二年目を迎えた「施設管理保険」は、施設の突発的な事故の修復に保険金を充当して地元負担金の軽減を図っているところであります。

全受益地で早期に効果発現を

平成十三年度の事業につきましては、まず、県営事業は、特に整備の急がれるファームポンドへの着水を重点的に進めて頂き、受益地全域で早期に水利用が可能となるよう、県ご当局に、予算の確保に格別なご高配を賜りたくお願いを申し上げます。

次に、土地改良区の運営予算につきましては、改良区は従来から業務の効率的な執行と、経常経費の節減に努めてまいりましたが、平成十三年度は、役員、総代の任期満了による改選期に当たりますので、この経費を計上いたします関係で、対前年比、一〇三・八％の編成とさせて頂きました。構成市町におかれましては、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。最後になりますが、本日の総代会に上程いたします議案は、先に申し上げました平成十三年度予算案を含め二十五

議案となっております。充分なご審議を賜りまして、適切な議決をお願い申し上げます。して、挨拶とさせて頂きます。

役員補欠選挙で伊藤氏が当選

理事 伊藤 壽一



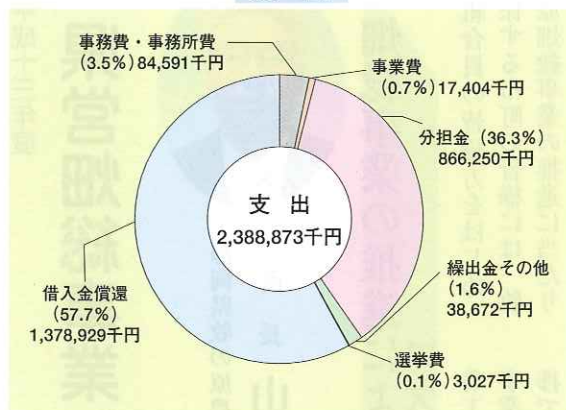
〒439-0023 小笠郡菊川町三沢596
菊川町議会議員
☎ 0537 36-0366

役員補欠選挙で、菊川町の伊藤壽一氏が当選されました。これは当土地改良区、第七選挙区(菊川町)の組合員である理事、一名が欠員となっていたため、補欠選挙を行った結果、伊藤壽一氏の当選が決まったものです。

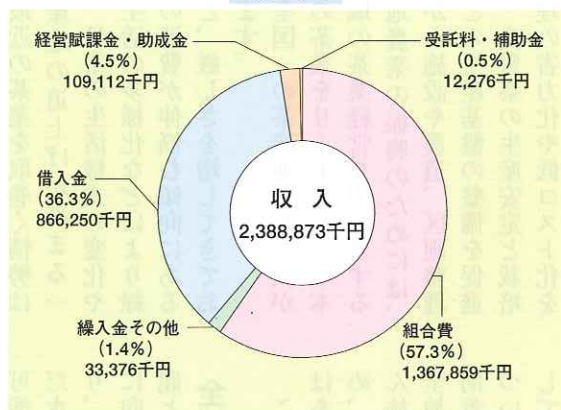
伊藤理事には、今後、土地改良区の運営にご尽力願うこととなります。



支出

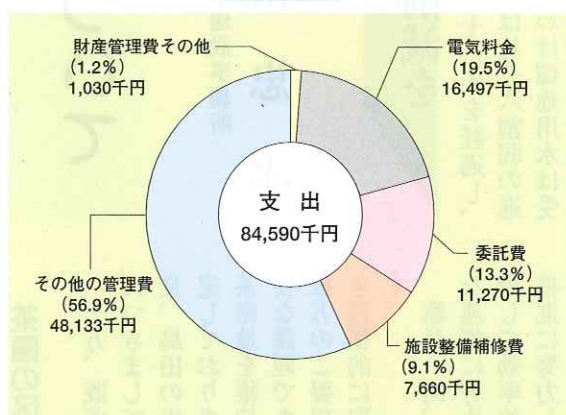


収入

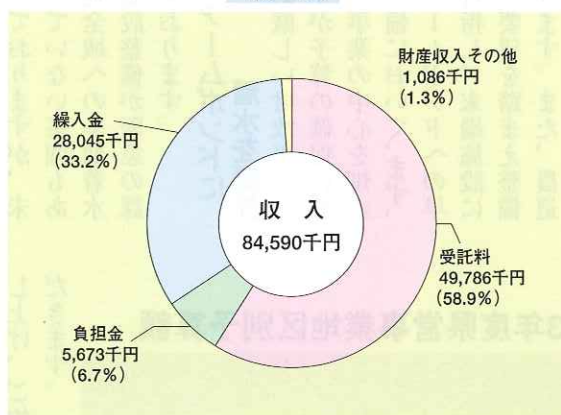


平成十三年
一般会計予算

支出



収入



平成十三年
管理費特別会計予算

収入総額 7,764,155,702円
支出総額 7,757,996,712円
差引残額 6,158,990円

(単位:円、△印:減)

収入	決算額	比較	支出	決算額	残額
1. 組合費	1,048,167,582	24,582	1. 事務費	72,997,420	4,580,580
2. 助成金	54,071,000	0	2. 事務所費	2,801,176	328,824
3. 補助金	2,500,000	0	3. 選挙費	0	30,000
4. 受託料	1,048,000	0	4. 事業費	3,548,000	30,000
5. 財産収入	28,120	120	5. 借入金償還	876,707,251	100,749
6. 借入金	6,614,344,454	△158,934,546	6. 分担金及び負担金	6,759,174,852	158,954,148
7. 負担金	0	△30,000	7. 推進費	2,398,262	1,738
8. 繰入金	25,514,929	929	8. 調査費	2,169,800	122,200
9. 雑収入	12,473,514	△219,486	9. 諸費	764,780	15,220
10. 繰越金	6,008,103	103	10. 繰出金	34,308,000	0
			11. 財産管理費	2,500,120	880
			12. 徴収費	627,051	152,949
			13. 予備費	0	1,000,000
収入合計	7,764,155,702	△159,158,298	支出合計	7,757,996,712	165,317,288

平成十一年
一般会計決算

収入総額 82,747,101円
支出総額 80,678,962円
差引残額 2,068,139円

(単位:円、△印:減)

収入	決算額	比較	支出	決算額	残額
1. 受託料	53,886,000	0	1. 管理費	80,579,686	326,314
2. 管理費	5,516,066	1,116,066	2. 委員会費	89,658	50,342
3. 繰入金	20,686,000	0	3. 借入金	0	0
4. 財産収入	9,618	618	4. 財産管理費	9,618	382
5. 雑収入	832,050	74,050	5. 予備費	0	500,000
6. 繰越金	1,817,367	367			
収入合計	82,747,101	1,191,101	支出合計	80,678,962	877,038

平成十一年
管理費特別会計決算

平成十三年度

県営畑総事業について



静岡県牧の原農業用水建設事務所

所長 山田 忠志

畑総事業の推進により コスト削減を

組合員の皆様方をはじめ、関係する市町の皆様には、牧之原畑総事業の推進に当たり日ごろからご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

最近の茶業を取巻く情勢は他産地の追上げが高まる一方、日常生活様式の変化や食生活の多様化などにより緑茶の消費が伸び悩む傾向にあるなど、厳しさを増してきております。

全国一の茶産地として我が国の茶業をリードしている本地域の茶業経営を中心とする畑地農業の振興のためには、畑かん施設や農道、区画整理などの生産基盤の整備を促進し、良質茶の生産安定と栽培管理の省力化や低コスト化を図るとともに、担い手への農地利用集積など経営基盤の強化が不可欠であります。

着工以来二十八年を経過し、事業全体では凡そ六割弱の進捗で、とりわけ畑地用水は受益面積の凡そ八割に当たる四千ヘクタール余の茶園で利用可能となっておりますが、未だ水が届いていない茶園もあり、受益地全域への早期着水に向けた施設整備が緊急の課題となっております。

全域のファームポンドに 着水を優先

このため厳しい財政事情ではありますが予算の確保に努め、引き続き事業の中心を畑かん施設の整備において、まず、全地区ファームポンドへの早期着水を目指し、末端施設についてもご要望を踏まえ整備してまいります。また、農道につきましても路線毎に進めている残事業の見直し、精査を踏まえ順次施工してまいります。

茶園の区画整理事業も積極的に

一方、既成茶園の区画整理につきましても、本年度、相良、島田の両地区で施工を予定しておりますが、全国一の茶産地を維持発展する上で重要な課題でありますので、皆様方のご要望を踏まえ、引き続き積極的に取組んでまいります。

職員一同、皆様方との密接な連携に努め、早期完成を目指して効率的、効果的な事業推進に努力してまいりますので、引き続き変わらぬご支援、ご協力を賜ります様お願い申し上げます。

平成13年度県営事業地区別予算額



予算と事業計画 について

県営事業予算は 約四十億円で

平成十三年度の県営畑総事業の総事業費は、一千四百四十四億円余で、十二年度までに、六百五十億円が投資されました。この進捗は五十六、九％となっております。

本年度は予算三十三億七千万円と、前年度からの繰越予算の六億円をあわせ、総予算額は三十九億七千万円となります。地区別の予算額は左表のとおりです。

水利用可能面積は 四千五百ヘクタールに

基幹事業である、畑地用水については、平成十三年年度までに、水利用可能な工区は、百六十五工区、面積は四千五百ヘクタールに達する見込みです。反面、地区間の事業進捗や、整備水準の格差が顕著になってきました。このため、建設事務所では、現在地区毎の事業内容の精査と、事業の見直しを検討しています。

今後の事業推進

- ①畑地用水は早期に全工区に導水することを優先し、園内配管は組合員の要望を確認し、各工区のバランスに考慮する。
- ②実施途上の農道、排水路は早期の完成を目指し、未着工路線は優先順位を決めて着工する。
- ③区画整理事業(農地造成)は、茶業の二十一世紀の課題としてとらえ、茶園の大規模化、機械化に対応した整備を積極的に進める。

今後、干ばつに対するかん水効果が期待される中、事業を円滑に推進するため、組合員、市町、改良区、事務所が一体となって取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

静岡県牧の原農業用水建設事務所
技監兼事業課長 鈴木信行

畑地用水組合設立数は 一五六組合（一七五工区）に

昨年より

二十五組合増加

本年度当初における組合の設立数は、昨年度同時期よりも二十五組合増えて、一五六組合となりました。

畑地用水組合は、県営事業の進展により、第一ステージ施設が整備され、実用可能となる段階で、設立して頂くもので、関係する組合員自らによる維持管理を中心とする自主運営組織となります。

突然パイプが破損したら… 緊急時連絡態勢について

夏場は、かん水や防除など一年中で、最も水利用の多い時期です。

また、過去の例では、この時期の施設事故も多くなっております。

土地改良区では、もし事故が起きた場合、早急な復旧と二次災害の防止をするために畑かん工事業者さんの協力を得て緊急時連絡態勢をつくりました。

もし、漏水等の事故が起きた場合、また発見をした場合土地改良区や最寄りの市役所役場へ連絡のいとまのない時は、下記にご電話ください。

組合運営は
組合員の総意で

また、土地改良区の規定上この組合が設立されませんと水利用が出来ないことになっております。

それぞれの畑地用水組合はファームボンド以下の施設を水利用の実態に合わせて運営していくもので、組合の設立にあたっては、規約や予算等を関係組合員の総意で決めて頂くこととなります。

協和水道課
平日（〇五三七二六―一三三―）
（〇五四八二七―二八八五）
休日（〇九〇七三一六―八九五五）

なお、状況により右記業者から他業者に連絡し対応することにもなっております。



▶ 台地の片隅で…カタクリの花

畑地用水組合設立状況表

市町名	組 合 数				比較増減	
	H124月現在		H134月現在			
	組合	関係工区	組合	関係工区	組合	関係工区
島田市	4	10	4	10	—	—
金谷町	6	9	6	9	—	—
榛原町	17	18	25	28	8	10
相良町	41	43	46	48	5	5
御前崎町	7	8	7	8	—	—
掛川市	15	15	15	15	—	—
菊川町	25	25	32	32	7	7
小笠町	7	7	11	11	4	4
浜岡町	9	11	10	14	1	3
合 計	131	146	156	175	25	29

※御前崎町・小笠町では、当初計画の全工区・組合が設立されました。

組合向け施設管理保険を セット保険に

三年目となる施設管理保険を「より判りやすく簡単に」

加入できるように、保険会社と交渉を重ねた結果、施設の形態に合わせたセット保険としました。

また新たに、オプションとして、水中ポンプ保険などに加えて内容を充実しました。

セット保険とは…

セット保険とは、施設形態の第一、第二、第三ステージの施設内容に合わせ、対象となる保険を組み合わせたものです。

なお、補償の内容等は従来と概ね同様であり、掛金では第一ステージ施設の組合では従来よりは安くなりました。

ステージ別セット保険

第一ステージ（給水スタン
ド施設）の場合

- ①賠償責任保険
- ②動産物総合保険
- ③囲障施設保険
- 第二（給水栓施設）及び
第三（スプリンクラー施設）
ステージ組合の場合
- ①賠償責任保険
- ②施設総合保険
- ③動産物総合保険

なお、③の保険は第二、第三で、保障内容が異なります。
オプション保険

- ①管理作業中の傷害保険
- ②水中ポンプ保険
- ③中継ポンプ保険
- ④清掃作業中の傷害保険
（二日保険）

動産物総合保険（セット保険の一つ）

施設管理保険の紹介

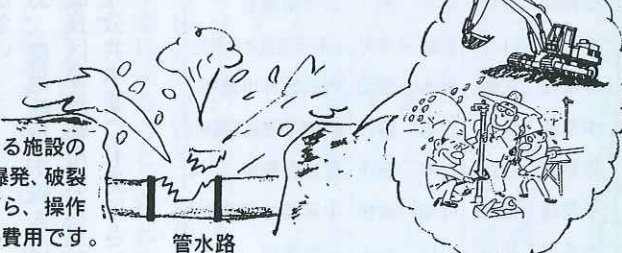
この保険は…

- 第1・第2・第3の
各ステージで作られた
①水位計（フロート）と
②管水路の損害に備えての
保険です。

注）「凍結」は、対象外です。



補償内容は…
建物外にある施設の
火災、落雷、爆発、破裂
盗難、いたずら、操作
ミス等の損害費用です。



総代選挙区と定数

選挙区	選挙の区域	総代数
第1区	島田市	11人
第2区	金谷市	11人
第3区	榛原町	17人
第4区	相良町	25人
第5区	御前崎町	5人
第6区	掛川市	6人
第7区	菊川町	13人
第8区	小笠町	6人
第9区	浜岡町	9人
合 計		103人

総代に選任された百三名の方々は、平成十三年八月二十一日から平成十七年八月二十日迄の四年間にわたり、組合員約九千二百名の代表として総代会において土地改良区の重要事項の審議と議決の権限を有することになります。

総代の職務は

総代選挙は、土地改良法第二十三条第四項の規定により島田市選挙管理委員会を主選管として、選挙区ごとの選挙管理委員会の管理のもとに行われます。

土地改良区総代選挙

日程決まる

牧之原畑地総合整備土地改良区総代は、平成十三年八月二十日をもって任期満了となります。

このため、平成十三年八月九日(木)に総代選挙が行われます。

立候補の資格は

総代選挙は立候補制で、年齢が二十五歳以上の組合員(禁治産者又は準禁治産者、或いは、禁固以上の刑に処せられ、現在執行中の者を除く)であれば、立候補の資格を有します。

立候補は、選挙の告示(八月二日)があつてから、立候補届出期限(八月三日)までに文書でその旨を各選挙区の選挙長に届出してください。

選挙期日は、

八月九日に決定

総代選挙は、平成十三年八月九日(木)に執行されます。総代選挙には棄権することなく、皆様方の最も信頼する代表をお選びください。

なお、候補者が各選挙区の定数を超えないときは、無投票となります。

水槽の清掃用機材

貸出しについて

土地改良区では、水槽取付フット機器等の保全と水槽内堆積土砂の排除を二、三年に一回は作業をするようにすすめておりますが、その作業に必要な機材を希望する組合に貸出しております。

借用の希望をされる組合は土地改良区へお問い合わせください。

電話(〇五四七)三六〇九八四
FAX(〇五四七)三六〇八三〇



▲貸出用機材

組合員資格得喪通知書の提出について

組合員資格の変更をする場合は、土地改良法第43条により、組合員資格得喪通知書の提出が義務づけられています。

つきましては、規定の様式により必ず提出して下さい。

(通知書は市町、土地改良区にあります。)

◎農地を農地以外に変更した場合(農地転用)

◎経営移譲年金を受給する場合

◎農地の売買、贈与、交換等の所有権を移転した場合

組合員資格得喪通知書(4,5条)									
平成 年 月 日									
転用組合員					住所 氏名 印				
転用関係者					住所 氏名 印				
牧之原畑地総合整備土地改良区理事長 様									
下記により組合員資格が得喪しましたから土地改良事業受益地の農地転用取扱規程第5条の規定により通知します。									
1. 資格得喪の原因及びその日付									
平成	年	月	日	農地法第4,5条の規定により許可があつた為。					
2. 資格得喪の対象となる土地									
市町	大字	字	地番	地目	地積	畑地事業実施状況			
					m ²	有	無	未定	

※(有)の場合、農地造成、畑地用水事業地区名を記入して下さい。

組合員資格得喪通知書(3条)									
平成 年 月 日									
取得者					住所 氏名 印				
喪失者					住所 氏名 印				
牧之原畑地総合整備土地改良区理事長 様									
下記により組合員資格が得喪しましたから土地改良法第43条の規定により通知します。									
1. 資格得喪の原因及びその日付									
平成	年	月	日	農地法第3条の規定により許可があつた為。					
2. 資格得喪の対象となる土地									
市町	大字	字	地番	地目	地積	畑地事業実施状況			
					m ²	有	無	未定	

※(有)の場合、農地造成、畑地用水事業地区名を記入して下さい。

人事異動の紹介

〈静岡県牧之原農業用水建設事務所〉

	職 名	氏 名	所 属
転 出	技監兼事業課長	中田美智雄	中部農林事務所
	総務課 主事	山岡 広幸	志太健康福祉センター
	総務課 主事	杉村 龍二	商工労働部 就業支援室
	事業課 主幹	桜井 貞雄	検査室 検査監
	事業課 係長	海野 謙二	西部農林事務所
	事業課 主任	秋山 修	国際園芸博推進室
	事業課 技師	和井内哲也	農林道整備室
	事業課 技師	佐野 修一	中遠農林事務所
転 入	技監兼事業課長	鈴木 信行	企業局 地域整備室
	総務課 主任	鈴木 潤一	公共用地室
	総務課 副主任	安藤未来男	浜松技能開発専門校
	事業課 主幹	高木 勝治	西部農林事務所
	事業課 係長	和田 勝久	静岡空港建設事務所
	事業課 技師	岩本 泰洋	農地整備室
	事業課 技師	可知 政徳	中遠農林事務所
	事業課 技師	赤松 麻子	新規採用

農地転用について

公共事業による場合も
手続きが必要で

牧之原畑地総合事業の受益地を農地以外に転用する場合には農振農用地区域の除外認可を受けた上で、土地改良区への農地転用手続きが必要です。この転用手続きを行わないと農地法第四条及び第五条の申請をする際に土地改良区が交付する意見書が添付されないため農地法が許可になりません。

受益地の転用をされる場合は、必ず土地改良区までご相談ください。

なお、農地転用手続きは、土地改良区農地転用取扱規程により公共事業にも適用されます。